

Title	商法六六七条と自賠法一六条
Sub Title	Art. 667 of Commercial code and Art. 16 of Automobile Liability Insurance Act
Author	倉沢, 康一郎(Kurasawa, Yasuichiro)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1976
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.49, No.1 (1976. 1) ,p.105- 121
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19760115-0105

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

商法六六七条と自賠法一六条

倉 沢 康 一 郎

- 一 問題の所在
- 二 商法六六七条の権利と自賠法一六条の権利の異同
- 三 両条の法理的根拠
- 四 結語——現段階における責任保険契約の不定型性

一

商法六六七条は、「賃借人其他人ノ物ヲ保管スル者カ其支払フコトアルヘキ損害賠償ノ為メ其物ヲ保険ニ付シタルトキハ所有者ハ保險者ニ対シテ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得」と規定する。この規定は、その法典上の位置（商法第三編第十章第一節第二款火災保険）にもかかわらず、一種の責任保険契約の効果を定めているものと解される。といふのは、契約の法的な分類は、その目的すなわち契約当事者の効果意思の内容を基準としてなされるべきものであるが、火災保険契約が火災という保険事故によつて生じた被保険者の物につき有する利益の滅失損害を填補することをその内容とするもので

あるのに対して、商法六六七条の規定対象となつている契約は、「賃借人其他人ノ物ヲ保管スル者カ其支払コトアルヘキ損害賠償ノ為メ其物ヲ保険ニ付シタ」というものであつて、被保険者の法的責任負担によつて生じた損害を填補することをその内容とするものであるからである。

責任保険契約もまた損害保険契約の一種であつて、したがつてそれは被保険者のこうむつた損害の填補を目的とするものである。この場合に、被保険者が法的責任を負担した相手方、すなわち不法行為の場合の被害者または債務不履行の場合の債権者のように、被保険者に対して損害賠償請求権を取得した者は、保険関係においては第三者であつて、本来は、保険契約上の権利・義務が直接に帰属すべき者ではない。契約上の意思表示によつて、損害賠償請求権を取得した者に直接に保険給付請求権が生ずべきものとするのが可能であるとしても（ただし、契約締結時においては、請求権者は原則的に不特定である）、このような契約は、それ自体すでに第三者のためにする一般の物保険契約であつて、責任保険契約ではないのである。⁽³⁾

商法六六七条は、物の保管者の責任保険契約について、第三者である所有者すなわち損害賠償請求権者に直接に保険者に対する請求権を認めている点で、特殊な効果を定める規定であるものといえるが、このような効果が定められているために解釈上特に問題となるのは、第一に、被保険者の契約上の権利と第三者である所有者の本条で定められた権利との関係はどうなるかということ、第二に、本条が物の保管者の所有者に対する責任保険契約についての特則であるのか、それとも責任保険契約一般についての原則と解しうるのかということである。

本条をめぐる近時の学説の展開を見ると、右のうち第二の点に関する理論的検討に主たる力点が置かれて来ている。すなわち、従来からわが国の学説は商法六六七条を物の保管者と所有者との関係について特殊な効果を定めたものと解して来っており、このような考え方は今日でもなお通説的見解といえるが、一方、近時の学説の中には、第三者たる被害者の保険者に対する直接請求権が、責任保険契約一般について認められるべきであると主張するものがあらわれて来ている。これらの主

張の検討およびこの点についての私見は後に述べることにするが、いずれにしても、わが国の現行法体系の中で、責任保険契約について規定する最も重要な特別法たる自動車損害賠償保障法（以下、一般の引用例にしたがい自賠法と略称する）においても、同法上の自動車損害賠償責任保険契約（以下、自賠責保険契約と略称する）の効果として、第三者たる被害者の保険者に対する直接請求権が法定されており（自賠法一六条一項）、前述の議論の射程距離の範囲内に、この自賠法上の被害者の直接請求権もまた位置するものとされている。

これに対して、右の問題点のうち第一の点については、これまで必ずしもその検討が充分になされて来ているものとはいえないようである。⁽⁴⁾ それにもかかわらず、この点の理論が基本的に関係する重要な判例が、すでに、昭和三九年五月一二日に最高裁判所第三小法廷によつて打ち出されている。⁽⁵⁾

事案は、自動車の人身事故の被害者であるXが自動車保有者たるYに対して損害賠償を請求した事件であるが、問題になったのは、Xは、事前にYの加入していた保険会社に対して直接請求をなし、保険会社から保険金を受領するにあつて、保険金額の査定については一切異議を留めない旨の「承諾書」を保険会社に交付していたという点である。Yの側では、自賠法一六条一項の被害者の保険会社に対する請求権は、被保険者が被害者に賠償金を支払い、これを保険会社に請求するという同法一五条の手続を簡略化し、被害者が直接に保険会社に請求するための法定の代位権であつて、Xが代位の法理にもとづいて請求権を行使して保険金を受け取り、その際にその余の請求権を放棄してそれによりYの同法一五条による保険契約上の権利を消滅せしめた場合には、そのことから生ずる不利益は被害者に帰すべきことは当然の事理であるから、代位者たるXが本人たるYに対して有していた損害賠償請求権もまた消滅しているものといふべきであると主張して争つた。

これに対して、最高裁判所第三小法廷は以下のように説示してYの主張をしりぞけた。「自賠法は、自動車の運行によつて人の生命又は身体が害された場合における損害賠償を保障する制度を確立することにより、一面自動車運送の健全な発達

に資するとともに他面被害者の保護を図っていること並びに同法は自動車事故が生じた場合被害者側が加害者側から損害賠償を受け、次に賠償した加害者が保険会社から保険金を受け取ることを原則とし、ただ被害者および加害者双方の利便のために補助的手段として、被害者側から保険会社に直接一定の範囲内における損害額の支払を請求し得ることとしている趣旨に鑑みるときは、自賠法三条または民法七〇九条によつて保有者および運転者が被害者に対し損害賠償責任を負う場合に、被害者が保険会社に対しても自賠法一六条一項に基づく損害賠償請求権を有するときは、右両請求権は別個独立のものとして併存し、もちろん被害者はこれがため二重に支払を受けることはないが、特別の事情のないかぎり右保険会社から受けた支払額の内容と抵触しない範囲では加害者に対し財産上又は精神上的の損害賠償を請求しうるものと解するのを相当とする。」

要するに、Yの側では、自賠法一六条一項の被害者直接請求権の性質を、加害者たる被保険者の有する保険金請求権についての法定的「代位権」と解して、XがYの保険金請求権を代位行使するにあつて自から権利放棄している以上、XのYに対する損害賠償請求権はすでに消滅したものであると対して、最高裁判所は、被害者は自賠法一六条一項によつて「保険会社に対しても損害賠償請求権を有する」ことになり、この請求権と加害者に対する損害賠償請求権とが別個独立に併存するものと解して、一方の請求権についての権利放棄は当然には他方の請求権には影響を与えないものとするのである。

このように、本判決の争点は、自賠法上の被害者の直接請求権の法的性質という基礎的な法理論に関するものであるが、この点についての問題は、単に自賠法の解釈論としての判決理由の当否にとどまるものではなくて、責任保険契約の基本的構造の理解に関係せざるをえない。特に、前述のような、商法六六七条の効果と自賠法一六条一項のそれとをともに同一の理論の射程範囲内のものと解する立場からすれば、問題は、具体的に商法六六七条の解釈論にも影響を及ぼさずにはおかないはずである。

(1) 松本「保管者の責任保険を論ず」商法解釈の諸問題三九三頁、野津・新保険契約法論四七九頁、大森・保険法二〇八頁、西嶋・責任保険法の研究二五五頁。

(2) 倉沢「信用保険と保証保険」本誌四八卷二号三八頁。

(3) 中西「責任保険における『第三者』の地位」香川大学経済論叢二九卷四号二九頁(2)。

(4) この点を特に論じたものとして、西嶋・保険判例百選九四頁、金沢「被害者の保険金直接請求権」保険と民事責任の法理一三二頁以下、田辺「被害者の直接請求権」損害保険双書2二〇頁以下。

(5) 民集一八卷四号五八三頁。

二

現行商法六六七条の立法理由としては、以下のように述べられている。「本条ハ既成商法中ニ存セサル所ナリ蓋シ現今ノ實際ニ於テハ賃借人其他人ノ物ヲ保管スル者カ火災ニ関シ所有者ニ対シ責任ヲ負ヒ損害ヲ賠償シタルノ例尠シト雖モ将来此責任問題ヲ発生シ從テ賃借人其他ノ保管者カ所有者ニ対シテ支払フヘキ損害賠償ノ為メ其物ヲ火災保険ニ付スルニ至ルヘシ此場合ニ於テ火災ニ因リテ損害ヲ生シタルトキハ賃借人其他ノ保管者ヨリ保険者ニ対シテ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得セシムルヨリモ却テ所有者ヲシテ保険者ニ対シ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得セシムル所以ナリ。」⁽¹⁾すなわち、わが現行商法の立法者は、物の保管者が法的責任を負担したことによつて生ずる損害を填補すべき保険すなわち責任保険の発展を予見し、あらたな制度として意識的にこれを立法したのである。殊に、この条文が、草案の段階では「賃借人其他人ノ物ヲ保管スル者カ其物ヲ火災保険ニ付シタルトキハ」と規定されていたのに対して、立法の過程でそれが「其支払フコトアルヘキ損害賠償ノタメ其物ヲ保険ニ付シタルトキハ」と修正されていることからしても、立法者が責任保険契約の目的というものを純化してとらえ、そのような制度の目的を達成するための方策として、所有者に直接請求権を認めたものであることはあきらかである。⁽²⁾

しかしながら、わが国の立法の沿革上、現行法の立法以前においてはこの点が意識されたことがないかといえ、必ずしもそうはいいきれない。⁽³⁾ 既成法典すなわち旧商法においては、その六六〇条に次のような規定が置かれていた。

動産又ハ不動産ハ賃借人、用益者若クハ受託者其他ノ資格ヲ以テ之ヲ占有シ又ハ保管スル者ニ於テ自己ノ利益ニテモ所有者ノ利益ニテモ自己及ヒ所有者ノ利益ニテモ之ヲ保險ニ付スルコトヲ得但孰レノ利益ニテ保險ニ付シタルカニ付キ疑アルトキハ自己ノ利益ニテ保險ニ付シタルモノト看做ス

自己ノ利益ニテ保險ニ付シタル場合ニ在テハ第一ニ被保險者自己ノ損害ニ充テンカ為メ次ニ所有者ニ対スル自己ノ責任ニ充テンカ為メ保險ニ付シタルモノト看做ス其責任ニ充ツル被保險額ノ部分ニ対シテハ被保險者ノ債権者ハ総テ請求權ヲ有セス

所有者又ハ其他ノ者ノ損害賠償ノ要求ニ充テンカ為メ保險ニ付シタル場合ニ於テハ第六三九条ニ依リ自己ノ保險者ト看做ス可キトキト雖モ其被保險額ヲ限トシテ保險者独リ全部ノ損害ヲ負担ス

ここでは、すでに物の占有者または保管者の責任保険契約というものが構想されていたわけである。すなわち、右の二項によれば、賃借人等の物の保管者が、その保管する他人の物について自己のためにする損害保険契約を締結した場合には、その物の滅失によつて保管者自身に損害が生じうるかぎりでは通常の物保険となり、それを超える部分については、所有者に対する責任負担をカバーするための責任保険契約とみなしてこれを有効とし、しかも、三項では、保険者代位を特に排除して、これが責任保険契約としての性格を有するものであることを結果的にあきらかにしている。

注目すべき点は、二項の後段の規定によつて、責任保険契約の保険金に相当する部分については、被保険者の一般債権者の権利がすべて排除され、この保険金が所有者に確保されていることである。旧商法の注釈として、例えば長谷川審判事は、「抑々自己ノ利益中ニハ又且二箇ノ別アリ即チ第一ハ引越料ニシテ自己ノ損害ニ属スルモノ第二ハ貸主ニ対スル賠償ノ義務ニシテ自己ノ責任ニ属スルモノ是ナリ今仮リニ此第一ノ利益ヲ五百円ナリトシ第二ノ利益ヲ五千円ナリトシテ被保險額ハ僅ニ三千円ナリトスルトキハ先以テ此五百円ヲ引去リ殘金二千五百円ノミ賠償ノ責任ニ充ツルノ類ノ如シ而シテ此二千五

百円即チ本条ノ所謂責任ニ充ツル被保險額ノ部分ニ對シテハ家主ニ於テ先取權ヲ有シ他ノ債權者ニ在テハ其分配ヲ請求スルヲ得サルモノナリ⁽⁴⁾」と述べ、右の点を明確にしている。

右に見たように、旧商法においては、責任保險の保險金に對して所有者が排他的な權利を有することは認められていないが、保險者に直接請求權を有することは規定上認められてはいない。ただ、旧商法の草案作成者であるロエスラーの説明を見ると、右の規定はベルギー一八七四年法三八条を範としたものとされており、同条(二項)は、「不動産ノ火災ノ場合ニ於テハ貸借ノ危険 (risque locatif) ヲ保險セシメタル賃借人ニ屬スベキ填補額ハ被保險者ノ債權者ヲ排除シテ不動産ノ所有者ニ歸屬ス (est devolue)」という規定であつて、ロエスラー自身はこの場合所有者に保險金の直接請求權を与える意図であつたことを明言している(後述)。もつとも、ロエスラー草案の七二二条では、旧商法六六〇条二項後段に相當する規定は、「其自己ノ為メニスル場合ニ在テハ自己ノ利益ノ關セサルトキニ限り被保險者ヲ以テ所有者ノ代人ト視做シ、被保險者ノ債主ハ其保險額ニ對シ要求權ヲ有セサルモノトス」とされており、ロエスラー自身が、「今ヤ現有者ノ自己ノ利益ニ供セサル保險額ハ總テ所有者ニ歸ス。何トナレハ災難ノ為メニ消失シタル所有者ノ物品ヲ自己ノ財産ト為スコト能ハス。他人ノ災難ニ抛テ己ヲ富マスコトヲ得サレハナリ。(中略) 若シ借地人等ニシテ自己ノ為メニ保險ヲ受ケタルトキハ其保險額ハ自ら直接ニ收受ケ地主ニ對シテハ之カ為メニ只其借地契約上ノ責任ヲ有スルノミ。然レトモ地主ノ地位ヲ寬ニシ借地人等ノ之ヲ害スルコトヲ防カン為メニ補助的ニ(本文代人ト視做ス云々ヲ指ス) 保險額ニ對スル直接權利ヲ之ニ与ヘタリ⁽⁵⁾」と説明しているのであるが、その後、立法の過程において右の「被保險者ヲ以テ所有者ノ代人ト視做シ」という部分は削除されてしまつたのであるから、旧商法の解釈論としては、長谷川判事のいうように、責任保險の保險金に對して所有者の優先權が認められているだけであつて、保險者に對する直接請求權が認められているものとすることはできないであらう。現行商法六六七条の立法理由書が、「本条ハ既成商法中ニ存セサル所ナリ」と述べる所以である。

いずれにしても、これらの立法の沿革に徴するとき、商法六六七条の規定によつて認められる所有者の直接請求権は、その内容が、被保険者たる保管者の保険者に対する権利すなわち保険金請求権と同一のものであることはあきらかであるといえる。なぜなら、ロesslerが範としたベルギー一八七四年法三八条一項がその趣旨であることは文言上あきらかであるとともに、ロessler草案は、責任保険の保険金は保管者がこれを受け取る場合にも法律上所有者に帰属すべきものとしており、また、現行法の立法がかりにそれ以前の立法の沿革からはまったく独立になされたものであつたとしても、その立法理由は、責任保険契約における保険給付の目的を達成するための便宜とされているからである。

商法六六七条の規定自体の文理解釈からしても、同条は同一の条文の中で「損害賠償」と「損害填補」とを使い分けており、この場合の所有者の直接請求権の目的は、損害賠償ではなくて、商法上保険給付の内容を意味する損害填補とされているのであるから、所有者が保険者に対して行使しうるものは保険金請求権と同一のものと解すべきこととなる。⁽⁶⁾

これに対して、自賠法一六条一項は、「被害者は、政令で定めるところにより、保険会社に対し、保険金額の限度において、損害賠償額の支払をなすべきことを請求することができる」と定め、さらに同条三項には、「第一項の規定により保険会社が被害者に対して損害賠償額の支払をしたときは（中略）保険会社が、責任保険の契約に基づき被保険者に対して損害を填補したものとみなす」というみなし規定が置かれている。したがつて、自賠法上の被害者の直接請求権の目的は、被害者の加害者に対する損害賠償請求権であるということになる。

要するに、責任保険の保険者に対する第三者の直接請求権というものの中でも、商法六六七条においては、被保険者が保険者に対して有している保険金請求権を第三者（所有者）が代つて行使しうるものとされており、これに対して、自賠法一六条においては、第三者（被害者）が被保険者に対して有している損害賠償請求権を保険者に対して行使しうる——換言すれば、被保険者の損害賠償義務を保険者が代つて履行するものとされている点で、両者には相違があるわけである。

このような両者の相違は、そもそも、物の保管者の責任保険というものと自賠責保険というものがまったく別個・無関係の制度であつて、それぞれ独立にその制度目的を達成するための政策採用の結果、偶然に第三者の保険者に対する請求権という面で一致したにすぎないことを示すものなのか、それとも、両者は、責任保険契約における第三者の直接請求権という意味では本質的に同一のものであつて、それぞれの立法政策上の相違は、ただか法の規定の表面にあらわれているにすぎず、したがつて、かりに両者の間に法律効果の点で何らかの相違があつたとしても、それらは制度にとつては附随的な相違にすぎないのか——この問題を説明するためには、責任保険契約における第三者の直接請求権の根拠を検討する必要がある。

この問題は、あるいは、次のようにいかえてもよいだろう。すなわち、今日、商法六六七条および自賠法一六条についてはともにこれを法定的な請求権付与と解するのが通説的見解である。しかしながら、このような立法が、それぞれまつたく政策的必要性だけにもとづいてなされたものであり、そこには、そのような立法政策の採用を可能とするための何らの法理論的な根拠もないものとするならば、両請求権は、二つの別個の制度について、偶然に社会的な必要性が一致した例にすぎないということになる。これに対して、物の所有者の保護および交通人身事故の被害者の保護という政策目的達成のためにはそれぞれいくつかの選択肢があつたのであり、その中で、ともに責任保険の保険者に対する直接請求権というものが法定されるに至つたのは、責任保険契約の法理の中に、そのような効果の法定を可能とする根拠が内在するからであるとするならば、法定的な請求権の性質の解明についても、右の法理がその基準となるべきことになるわけである。

そこで、商法六六七条と自賠法一六条とに関して、前者においては、第三者（所有者）が被保険者に代わつて保険金の直接請求をなすことが認められ、後者においては、第三者（被害者）が保険者に対して損害賠償の直接請求をなすことが認められるということが、それぞれ責任保険契約の法理の中でどのように位置づけられるか——あるいはその中には位置づけるこ

とができないか——を検討して、それぞれの請求権の法的性質の解明をしなければならない。

- (1) 法典調査会・商法修正案参考書第三編一一五丁。
- (2) 西嶋・責任保険法の研究二五二頁以下参照。
- (3) 松本蒸治博士は、この点を立法理由書の誤りであるものとされる——前掲三九一頁。
- (4) 長谷川・商法正義五卷一二七頁。
- (5) ロエスレル氏起稿・商法草案下卷一五二頁以下。
- (6) 野津・前掲四八〇頁。

三

責任保険契約における第三者の直接請求権の根拠に関して、これまでわが国でこれを積極的に理論づける試みは種々なされて来たが、近時の最も注目すべき理論としては、中西正明教授の学説と西嶋梅治教授の学説とを挙げうるとすることに大方の異存はないであろう。両教授の学説の検討については、筆者自身もすでにこれをなす機会を得ており、⁽¹⁾ここでは詳述は避けるが、一言でいつて、中西教授は、責任保険における保険給付の本質を「責任免脱」と解することにより、⁽²⁾一方、西嶋教授は、責任保険契約の本質的構造を「不特定の第三者のためにする契約」たる性質をも含むものと解することによつて、⁽³⁾それぞれ第三者の直接請求権を根拠づけられる。

ところで、もし責任保険契約における第三者の直接請求権が、「不特定の第三者のためにする契約」構造を根拠とするものとすれば、第三者は被保険者たる地位に置かれることになるのであるから、この場合の請求権は、被保険者の権利すなわち保険金請求権であるということになる。これに対して、「責任免脱」給付を根拠とするものとすれば、第三者の権利の性質は本質的に異なつて来る。というのは、「責任保険請求権は、被保険者がその第三者に対する債務を履行する以前における被保険者に対する保険金の支払が禁止される（ものと解される）結果、その間は、保険請求権に非ずして、保険者に対し、

第三者に保険金を支払うべきことを請求しうる権利、すなわち免脱請求権であり、それに対応する保険者の義務は、債務からの免脱という給付をなすべき義務である⁽⁴⁾（カッコ内倉沢補）のだから、保険者が第三者からの請求に対し履行をなすことによつて、被保険者の免責という結果を生ぜしめることは、被保険者に対する保険給付を履行した意味をもつことになるわけである。いわば、保険者の（もちろん保険金額の範囲内の）第三者に対する履行が、被保険者に対する関係では、責任免脱の現物給付をしていることになる。そして、この場合、保険者の第三者への履行によつて被保険者が免責されることの法的根拠としては、民法四七四条が挙げられている⁽⁵⁾。同条がこの場合に適用されるものとすれば、保険者は、被保険者が第三者に対して負担している債務を、被保険者に代わつて弁済することになるのであるから、したがつて、第三者の保険者に対する請求権は、被保険者に対する債権すなわち損害賠償請求権であつて、保険金請求権ではないということになるわけである。

比較法的に見て、責任保険契約における第三者の直接請求権の法理形成に先駆的役割を果たしたものはフランスの理論であるが、フランスにおいては、これは第三者の「直接訴権」(action directe)として形成され、それが一九三〇年法の五三條によつて実体的な請求権として確認されるに至つて⁽⁶⁾いる。この「直接訴権」の根拠としては、これまでさまざまな理論が提示されて来ているが、そのどれもが、支配的な見解という地位を占めるには至つていないようである⁽⁷⁾。ただ、一九三〇年法の五三條が、その効果については立法的決着をつけているために、第三者の権利は、被保険者の債権がこれに対して移転 (trans-
porter) されたものとする点では異論がない⁽⁸⁾。今日における第三者の直接請求権の根拠の問題は、Picard = Besson もさうように、加害者が損害賠償を履行しない間は、被害者のみが排他的に権利をもつことのメカニズムの究明にあるものとされている⁽⁹⁾。なぜなら、被害者は加害者に対して損害賠償請求権という債権を有しているのであるから、加害者（被保険者）の財産はその債権に対する責任財産であり、その中には、当然に保険者に対する保険金債権も含まれる。したがつて、被害者

が保険者に対して被保険者の有する保険金請求権を行使しうるということを認めるだけであるならば、通常の間接訴権 (action oblique) すなわち債権者代位権で充分なはずである。しかしながら、加害者の責任財産がその負っている債務を完済するのに足りない場合に、保険金について被害者を一般債権者と競合させることは、責任保険制度の目的に反することとなる。そこで、保険金額の限度内において、被害者の損害賠償債権につき特別の擱取権を保障すること、特に、損害賠償責任を履行していない加害者の一般財産から保険金債権を除外し、他の一般債権者がこれを差押えること等を排除することが要請されざるをえないからである。

要するに、フランスの直接請求権の法理においては、間接訴権すなわち債権者代位権から出発し、その後、これを被害者の優先的かつ排他的な権利として構成するために、判例法のおよび学理的な展開が行なわれたものと約言することができ。それゆえ、この権利の本体は、終始、被保険者の保険者に対する権利すなわち保険金請求権であつたわけである。

ドイツでは、保険契約法上は第三者の直接請求権は認められてはいない。この点は、義務的責任保険に関する特則 (同法一五八b条以下) においても同様である。しかしながら、自動車保有者については、一九六五年の自動車保有者義務的責任保険法三条一項一号が、第三者の直接請求権を認めるに至つた。そして、この場合の保険者の責任は、保険金額の範囲内における法定的な連帯保証ないしは併存的債務引受と解されており、⁽¹⁰⁾したがつて、保険者は、被害者に対して被保険者と同一の債務すなわち損害賠償債務を負うことになる。

以上のような理論をもとに、わが商法六六七条の所有者の直接請求権および自賠法一六条の被害者の直接請求権の性質を検討してみると、前者は、その立法理由書が「保管者ヨリ保険者ニ対シテ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得セシムルヨリモ却テ所有者ヲシテ保険者ニ対シ直接ニ其損害ノ填補ヲ請求スルコトヲ得セシムルコト損害填補ノ目的ヲ達スルニ便利ナルヘシ」として、所有者への保険者に対する保険金請求権の付与を認めており、本質的には代位権的な構造であるものといえる。

あるいは、商法六六七条の規定をもつて、物の保管者の責任保険として火災保険契約を締結する場合には、所有者の利益も競合的に付保されることが強制されており、したがって法定的に他人のためにする契約たる性質が併有させられているものと解する立場も生じうる。

これに対して、後者すなわち保険者に保険金額の範囲内で被害者に対する損害賠償責任を認める自賠法一六条一項は、少なくとも機能的には、法定的な保証といわざるをえない。殊に、同法一六条四項の規定により、保険者は被保険者に対して免責される場合であつても、被害者に対して責任を負うことがありうるのであつて、このような点からすれば、自賠責保険というものは、もはや制度自体が責任保険たる性質を止揚して、交通事故被害者救済のための別個の制度となつていゝものとする見方も可能であろう。そのような立場からすれば、保険契約的なシステムは、保険者の保証についての求償関係を、保険的技術をもつて構成しているにすぎないということになる。けれども、このような保険者の保証的な機能を、責任保険契約法理の中で根拠づけることが不可能かといえ、決してそうはいきれないのであつて、被害者救済のための特殊な政策的効果を除き、責任保険契約における保険給付の本質を「責任免脱」と把握することによつてその理論化は可能なのである。

(1) 倉沢「責任保険における被害者の直接請求権」現代損害賠償法講座8・100頁以下。

(2) 中西・前掲四三頁以下。

(3) 西嶋・責任保険法の研究二五九頁以下。

(4) 中西・前掲五二頁以下。

(5) 同四三頁。

(6) Mazeaud et Tunc, *Traité théorique et pratique de la responsabilité civile délictuelle et contractuelle*, t. III, 5^e éd., 1960, n.° 2697-2.

(7) 倉沢「責任保険における被害者の直接請求権」前掲一〇三頁以下、および同論文で引用してゐる野田、金沢、西嶋、岩崎教授の論文参照。

(8) Mazeaud et Tunc, *op. cit.*, n.° 2698 ; Margat et Favre-Rochex, *Précis de la loi sur le contrat d'assurance*, 5^e éd., 1971, n.° 531.

(9) Picaud et Besson, *Les assurances terrestres en droit français*, t. I. 3^e éd., 1970, n° 380.

(10) Müller-Stüler, *Der Direktanspruch gegen den Haftpflichtversicherer*, 1966, S. 142. 武田・保険学雑誌四六号三一頁。

四

以上のような検討は、結局何を物語るか。それは、一言にしていえば、現段階における責任保険契約というものの不定型性ということであろう。田辺康平教授は、責任保険契約の概念類型に属するものの中にも、その形態としてはなお異つた種類があるものとして、次のように述べられる。「責任保険契約の構造を現実の契約に即して吟味するならば、そこになお三つの異なつた形態のものが存することが認められる。すなわち、その第一は、被保険者が第三者に対し責任を負担し、かつ現実に賠償義務を履行したかぎりにおいて、その金額を限度として、保険者が損害填補の責に任ずべき契約であり、その第二は、被保険者が第三者に対して責任を負担した場合、保険者は第三者に保険金を給付することによつて被保険者の責任を免脱することを原則とし、被保険者が第三者に対し現実に賠償義務を履行した場合だけ被保険者に保険金を給付すべき契約であり、その第三は、被保険者が第三者に対し責任を負担したという事実か生じただけで、ただちに被保険者に保険金を給付すべき契約である」と。

筆者は、右の田辺教授の見解の麒麟に附して、第三者の直接請求権の根拠につき、以下のような説明を試みたことがあ(2)る。すなわち、責任保険契約とは、被保険者の法的責任負担という消極的利益を目的とする契約という点を基準に分類された概念類型であるから、その中には、さまざまな内容のものが含まれる。今日、責任保険制度の目的がもつている当事者の意思に対する規範的作用が、責任保険契約の目的を責任免脱に置くことを要求するが、しかし、責任免脱を実現するための具体的な効果(契約内容)はさまざまでありうるからである。そして、右の田辺説のいう第二の形態の契約においては、

被保険者につき生ずる契約の効果としての保険金を、保険者は被害者に対し給付する義務を負う。いかえれば、契約上の保険金請求権は被保険者に帰属するが、この形態の契約においては、被保険者はあらかじめ責任免脱のために条件附の権利移転を約し、保険者がこれに承諾を与えているものと解される。要するに、責任保険契約における第三者の直接請求権の根拠は、右のような被保険者および保険者の意思である。この場合の被害者の地位は、生命保険契約における保険金受取人のそれと近似している。したがって、これを説明的に他人のためにする契約たる性格をもつということはできるかも知れない。ただ、以上のことからあきらかなように、第三者の直接請求権は、責任保険契約のうちある特定の形態・内容のものにつき認められるものであつて、そのすべてにつき当然に認められるというものではない。そうなるためには、契約内容の立法的定型化が必要であつて、商法六六七条および自賠法一六条一項はそのような意味をもつものである、と。

筆者が、右の試論の結論とした、「責任保険における被害者の直接請求権の法理の展開といわれるものの実質は、同一形態の契約において被害者救済の理論が展開して来たというのではなくて、責任保険契約の形態自体が、その理念型をめざして、合目的に展開して来たことを意味するものと考へうる」とする点については、現在もなお同様の考えを持ち続けている。しかしながら、筆者自身、右の試論の段階においては、商法六六七条における所有者の権利と自賠法一六条一項における被害者の権利との、内容・性質上の相違が見落とされてきたものとせざるをえない。

第三者の直接請求権の根拠を、責任保険契約における責任免脱給付による損害填補の引受という保険者の意思（契約内容）にもとめようとすれば、保険事故の発生によつて被保険者が負担した損害賠償責任を、保険者が代わつて履行するといふ効果に結びつくべきものであつて、これに対し、第三者の保険金取得は、本質的には、法定的な代位の問題と見るべきものであろう。

今日、例えば家庭用自動車保険の普通保険約款賠償責任条項六条一項は、対人事故によつて被保険者に法律上の損害賠償

責任が発生したときは、被害者は、保険会社が被保険者に対して負担する損害填補責任の限度において、保険会社に対して損害賠償の支払を請求することができるものと定めており、現実に契約内容として責任免脱給付を引受ける契約が登場して来ている。

これに対して、自賠法一六条は、その本質ないし根拠についてはこれを自賠責保険契約の内容としての責任免脱給付にもとめられるとしても、交通事故の被害者救済という公共的政策目的達成のために、かなり特殊な制度として構成されているものとせざるをえない。⁽³⁾

以上のように、責任保険における第三者の直接請求権といつても、その内容・性質は、現段階においては責任保険契約の不定型性に応じて、多様であるものと解すべきである。したがって、第三者の権利が保険金請求権を代位したものであれば、被保険者の保険金請求権行使についての条件（範囲、抗弁、時効等）が原則として第三者の権利にも妥当する。また、責任免脱給付としての損害賠償責任負担ということであれば、保険者の第三者に対する関係については、身元保証人ないしは契約上の連帯保証人の地位が類推されるべきであろう。さらに、自賠責保険は公共政策目的達成のための特殊な制度であるから、自賠法の定めるかぎりでは、これとは異なる効果が、責任保険契約法理にとつては一種の変則として、認められるべきこととなる。

先に挙げた最高裁昭和三九年五月一二日の判決の事案は、自賠法一六条一項に係るものであるから、Xの保険会社に対する請求が保険金請求権の代位行使であることを根拠とするYの上告理由が排斥されたことは正しいものといえるであろう。しかしながら、判決のいうように、自賠法の規定によりXの保険会社に対する賠償請求権がYの保険金請求権からは独立に存するものであるとしても、連帯保証的観点からすれば、依然として問題はのこる。なぜなら、民法四五八条・同四三九条の類推によつて、保険会社に対する権利放棄は絶対的効力を有すべきはずだからである。

本判決の理論からすれば、Xの保険会社に対する権利の一部放棄のためにYの保険金請求権の消滅をきたすことはなく、Xと保険会社との合意とは無関係にYは依然として保険金請求権をもつことになる。まさに、本件上告を棄却されたYは、Xに対し賠償責任を履行した上で、本件保険会社に対し保険金の支払を請求するであろう。そうなると、一体、保険会社とXとの間の合意はいかなる意味をもつことになるのか。結局、判決の考え方は、自賠責保険契約にあつては、保険金額の範囲内においては、保険会社は究極的に賠償責任負担者たる地位を免れることはできないものとするものである。そして、これは、自賠責法上の被害者救済制度の理解の仕方を意味するものであつて、決してこれが責任保険契約についての判例法たる位置を占めるものでないことが指摘されなければならないとおもわれる。

(1) 田辺「責任保険契約の特殊性とその本質」南出記念論集一三二頁。

(2) 倉沢「責任保険における被害者の直接請求権」前掲一一二頁。

(3) 倉沢「保険者と第三者との関係」新種・自動車保険講座一六五頁。